

⑤ 被保護者の退所状況（知能指数別）

退所事由	I Q49以下		I Q50台		I Q60台		I Q70以上		不詳		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
持ち家	1	5%	1	6%	1	2%	12(8)	5%	3(1)	3%	18(9)	4%
民間賃貸住宅	2(1)	10%	4(1)	22%	5(4)	10%	54(46)	24%	15(1)	13%	80(63)	18%
公共住宅	0	0%	0	0%	2	4%	2(2)	1%	1	1%	5(3)	1%
社宅・寮	6(6)	29%	3(3)	17%	13(13)	25%	64(64)	28%	39(38)	33%	125(124)	29%
親戚・知人宅	4(2)	19%	4(2)	22%	15(5)	29%	44(24)	19%	18(1)	15%	85(84)	20%
ウイークリーマンション	0	0%	1	6%	0	0%	2(1)	1%	1(1)	1%	4(2)	1%
簡易宿泊所	0	0%	0	0%	1	2%	4(2)	2%	0	0%	5(2)	1%
社会福祉施設	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
病院	2	10%	0	0%	0	0%	0	0%	1	1%	3	1%
その他	0	0%	0	0%	2	4%	2	1%	3	3%	7	2%
計	15(9)	71%	13(6)	72%	39(23)	76%	184(147)	81%	81(52)	69%	332(237)	76%
勧告退所	1	5%	0	0%	3	6%	4	2%	7	6%	15	3%
再犯・再非行等による身柄拘束	0	0%	0	0%	3	6%	3	1%	0	0%	6	1%
所在不明	4	19%	3	17%	1	2%	16	7%	12	10%	36	8%
死亡・入院	0	0%	0	0%	0	0%	4	2%	1	1%	5	1%
その他	0	0%	2	11%	5	10%	16	7%	16	14%	40	9%
総計	21	100%	18	100%	51	100%	227	100%	117	100%	434	100%

注（ ）は、就労先を確保した状態で対処した者の内数

3 触法障害者の受け入れに関する更生保護施設の実態調査結果及びその課題について

(1) 更生保護施設へのヒアリング調査

これまで、更生保護施設が知的障害のある矯正施設収容者の受け入れ、あるいは地域生活支援移行に当たってどのような役割を担えるか、担えるとすればどのような状況においてなのか、さらに担えないとすればどのような補強策が必要なかなどについて検討してきた。

平成18年度は更生保護施設の受け入れ状況について、統計的な実態調査（全国の施設に対する1か月間のサンプリング調査）を行い、受刑者中の障害者率にはほぼ対応した受け入れ実績が認められたものの、その反面で一人ひとりの支援ニーズに対応した地域生活支援への移行調整が意図的になされているとは認め難い状況が明らかになった。

そこで平成19年度において、その受け入れの状況について具体的事例に基づいた調査を通じて、地域生活支援移行における更生保護施設の実情と問題点を検討し、今後の問題解決の糸口を明らかにするため、全国101の更生保護施設のうち4施設を選んでヒアリング調査を実施した。

4施設の選定は、一定の範囲であるが地域生活支援ニーズを有する障害者を意図的に受け入れて調整に努めている施設から、受け入れてはいるが支援ニーズに意図的に対応しているとは認めがたい施設、その中間的な施設など、それぞれの実情や課題を把握することを目的に行ったものである。ヒアリングの結果は次の概要のとおりである。

○更生保護施設に対するヒアリング調査結果の概要—その1

（調査担当 協力研究者 立教大学コミュニティ福祉学部準教授 小長井賀興）

- ① 調査対象：更生保護施設「ウイズ広島」及び「山口更生保護会」
- ② 調査場所及び調査対象：いずれも当該更生保護施設において施設長と補導職員に実施
- ③ 調査実施日：平成9年6月18日
- ④ 調査結果の概要
（以下、「ウイズ広島」（定員39名・職員7名）を「施設A」、「山口更生保護会」（定員14名・職員4名）を「施設B」とする）

ア. 平成18年度の受け入れ状況（CAPAS69以下に判定されている人）

施設A・仮釈放者5名（男性）を受けた。知的障害者と推定される矯正施設からの受け入れ照会—環境調整は45件を受理し、受け入れ可は17名、不可は23名、継続調整は5名。

施設B・仮釈放者6名（男性）、満期釈放者2名、更生緊急保護対象者1名、計9名を受け入れた。知的障害者と推定される矯正施設からの受け入れ照会—環境調整は44件を受理した。

両施設とも、処遇能力の範囲内で可能な限り知的障害と推定される者を受け入れたいとする。ただし、施設Aは、特別の支援を必要とする知的障害者に対し、更生保護施設としての体制の中で可能性を広げながらそのニーズに見合った処遇を行う方向で積極的に受け入れようという立場である。その場合、被保護者全体の2割までが限度という。他方、施設Bは、知的障害と推定されても就労意欲・能力があれば、ラベリングをすることなく積極的に受け入れようとする立場である。なお、施設Bが斡旋する仕事の多くは単純な反復作業なので、それを前提とし

た受け入れになっている。

イ. 知的障害と推定される人の受け入れ判断の基準となるもの

両施設とも、本人に面接の上、総合的な見地から受け入れを判断している。その場合の知的障害が推定される人を受け入れようとした要素、着目した指標は何か。

○その他の疾患・障害

両施設とも疾病がなく、精神障害がないこと。あるいは若干の問題があっても服薬でコントロールできれば、問題視していない。

○知的能力以外の適性

両施設とも、就労能力・実績を見る。両施設とも、刑務作業ができていて職員の指示を理解しそれに従って動ければ対応可能としている。

○過去の犯罪歴、生活歴

両施設とも、罪名、罪質、経歴（犯罪前歴と生活歴）、犯罪性、再犯状況など、過去の問題行動の事実だけでなく、それが行われた状況や本人の動機を総合的に評価している。本人が多少でも成長していることが窺え、施設の処遇を受けて生活していける見通しがもてるかという観点から、引受けを判断している。

○集団生活適応性等

両施設とも、集団生活に適応できるかを見ている。

施設Aは、知的障害が推定され、受け入れている人たちは一般に協調性に欠けることは少ないという。ある程度の社会性を備えているからこそ触法行為を行えたとらえ、施設が適切な指導や支援ができれば、集団生活に適応できると考えている（言い換えると、適切な指導や支援ができる範囲が、受け入れ可能な人数となる）。

施設Bは、性格的に多少の偏りがあっても、刑務所で集団生活ができていれば、問題視しないという。

ウ. 受け入れた人への対応・援助の現状

施設A：生活指導、対人関係上のストレスを受容、ハローワークの専門窓口（更生保護対象者、知的障害者）を活用した就労援助、療育手帳の取得援助（福祉事務所の理解と支援有）、関係機関（福祉事務所、ハローワーク、病院、老人ホーム、観察所、刑務所）との連携関係有。

更生保護の委託が切れた後の生活保護の措置、知的障害者更生相談所で知能の再検査・相談サービスなし。

家族との再統合、同居できなくとも、連絡・絆の復活が必要と考えるが困難。

施設B：生活指導、ハローワーク・協力雇用主を活用した就労援助、自立資金貯蓄指導。ただし、療育手帳の取得その他の特別支援処遇はない。関係機関（福祉事務所、ハローワーク、労働局、観察所、刑務所）との連携関係有。

- ⑤ ヒヤリング調査結果から見えてきた知的障害と推定される人たちの受け入れ拡充に必要な課題
更生保護施設が中間施設（＝地域での自立生活への準備期間）として機能することは可能と思われる。その場合の機能は、地域生活支援に移行するための生活指導と種々の関係機関・社会資源へ

の繋ぎにある。中間施設として機能するためには、次のような制度やしきが必要である。

- ア. 更生保護施設が受け入れ、適切な移行支援が可能な障害の範囲、類型、それに応じた処遇、支援のモデルを検討する。
- イ. 地方更生保護委員会の仮釈放準備調査における調整機能を発揮するための方策を検討する。
- ウ. 更生保護施設の地域移行支援としての受け入れを進めるために職員体制の充実、あるいは福祉の専門的な視点からのバックアップや連携体制が必要である。
- エ. 療育手帳の取得支援、教育訓練、引受先調整等について、刑務所在所中からの一貫したフォローが必要である。
- オ. ハローワークとの連携を深め就労支援を一層強化する。
- カ. 地域社会での生活に自立、移行した後の社会生活上の困難やストレスをフォローできる体制を作る。

○更生保護施設に対するヒヤリング調査結果の概要－その2－ 資料3 参照
 (調査担当：協力研究者 福島大学大学院教育学研究科教授 生島 浩
 同研究科 中村志寿佳)

① 調査対象

施設	職種
栃木明徳会	施設長、補導員
善隣厚生会	施設長
静修会荒川寮	補導主任

② 調査日時

栃木明徳会	平成19年3月30日
善隣厚生会	平成19年4月3日
静修会荒川寮	平成19年4月3日
面接調査時間：各施設 2時間30分	

③ 半構造化面接の質問項目

1. 調査対象者に関すること
2. 知的障害者（身上調査書でCAPAS69以下）の受け入れ状況
3. 知的障害者の受け入れ判断の基準となるもの
4. 実際に受け入れた者への対応・援助について
5. 知的障害者の受け入れ拡充に必要なファクター

④ 調査結果の概要

- ア. 知的障害者か否かについては、仮釈放者は身上調査書で数値が分かるものの、満期出所者及び更生緊急保護対象者については調査票等からは知的レベルが判明せず、その受け入れ実態の把握自体が困難である。
- イ. 施設側としては、高齢者の受け入れという認識はあるが、高齢者は知能テストによる数値が低く出る傾向があるために、結果として知的障害者を受け入れているというのが実情に近い。

- ウ. 受け入れ判断の基準については、就労可能な健康状態か、近隣への配慮が必要な罪名（例えば放火など）でないか、などの点がポイントとなり、刑務所へ出向いての面接調査、あるいは、在所中の手紙のやり取りにより臨床経験を基に知的能力をアセスメントしている。
- エ. 実際に受け入れた者に関して、施設が最重要視する就労については、協力雇用主や人材派遣会社等を活用して、おおむね十分な対応がなされている。施設のある地域の特色を生かした、知的能力が障害とならない職種が上手に選定されており、女性の場合は内職という選択肢もある。
- オ. 就労が難しいケースはあるが、知的障害というよりも、高齢者として老人福祉施設への入所や生活保護の受給につながる事が可能であり、現実的でもある。各施設共に、施設役員に福祉領域の関係者が参与するなど福祉機関・施設との連携はうまく機能していると評価している。
- カ. 療育手帳を取得していた者はほとんどなく、更生保護施設のサポートで取得させるケースも数少ない。前提となる障害受容を促すことが困難であり、たとえ取得しても、服役などの経験から「自由を希求する」対象者の特質から、知的障害者の更生施設への入所を嫌う者が多い。
- キ. 知的障害者の受け入れ拡充に必要なファクターとして、障害の程度に応じた委託費の増額、就労が困難であったり、低賃金であったりすることをカバーする委託期間の延長等が挙げられる。
- ク. 知的障害に併存する精神症状、さらには就労を前提とした施設の中で不就労のまま長期間生活を送ることは事実上困難である。ただし、1か月以内の期限を区切った「出口の見える」受け入れなら対応が可能となる。そのために、満期出所が見込まれる者についても、矯正施設側が直接的に福祉機関・施設へ働きかけるべきであるとの意見があった。

資料 3

更生保護施設に対する半構造化面接調査報告書

調査者：福島大学大学院教育学研究科教授 生島 浩
 調査助手：福島大学大学院教育学研究科 修士2年生 中村志寿佳

1. 面接対象者について

< > 調査者（生島）の問い

栃木明德会

【現在の職員の状況】

常勤は通常3名なんです。12月の半ばに、補導主任をされている方が身体を壊しちゃって、そして独協大のほうに入院しちゃって、去年の12月の半ばから2人で業務をやっています。4月からは若い女性の職員が入ることになっています。

① 施設長

施設経験年数は12年目です。その前は普通の主婦でした。そして、ここの調理員を7か月、その後補導員、補導主任。正直言って、全国で普通の主婦からって人はいないと思うので。平成7年にこの施設が新しくなったときに、それまでは寮生に食事を作らせていたんですが、やっぱり同じ立場のものが作るとトラブルが多くなるってこともあって、職員を雇いたってことになったらしいですね。それで、私は栃木市の老人ホームのボランティアをやっています、会長さんからこういう仕事があるんだけどどうだろうってお話があったことから。

② 補導員

5年位前ですか。それまでは会社員です。地区の保護司さんを知っていた関係で。その人はもう75歳くらいでしたかね、その当時。それで、「私の代わりにやってみないか」ということで、保護司をね。その話があった後すぐにこちらの方へ。そして5年前に保護司として入って。入ったときはまだ代替職員で、2年ほど代替職員をやっていました。正式に職員になったのは3年前です。

善隣厚生会

【調査対象者について】

① 施設長

私は平成12年の4月1日付けでここに入りました。元刑務官です。あちこち転動していましたね。最後は八王子医療刑務所にいました。平成12年の3月で退官いたしました。

静修会荒川寮

【面接対象者について】

① 施設長

母が荒川寮の施設長をしていました。祖父が足立寮と、この荒川寮の理事長をしていて、その頃私はまだ学生だったので。私は平成11年から引き継いで、今年で8年目になります。丁度その頃から、ステップアッププロジェクトだとか、かなり処遇についても変わる時期だったので、比較的、いろんな処遇プログラムの立案だとか、丁度そのタイミングで私も入ったので。

② 補導員（男性職員）

勤務経験は施設長と同じくらいですね。7年くらい。それまでは学校の教頭をしていました。

2. 知的障害者（CAPAS69以下）の受け入れ状況

栃木明德会

【平成18年度、知的障害者受け入れ状況（CAPAS69以下）】

＜全体に調べてみると多いなって感じ？＞そうです、びっくりしました。＜高齢者の方を受け入れている感じですか？＞ええ、それと同時にですね、この知能指数と、本人達の処遇に接触してみて、何か違うんじゃないかなって疑問は感じているんですけど。え！この子がこんなに低いのか？この子がこんなに高いのかって。＜知能指数の数字と先生から見られた社会的能力は大分違うよってことですね＞ええ、そうですね。高齢者がほとんど低く出ているんじゃないのかなって。

善隣厚生会

【平成18年度、知的障害者受け入れ状況（CAPAS69以下）】

去年は、環境調整470件中知能指数69以下の人は34名ですね。ですからうちは、非常に多いってことになるんですね。そのうちここで受け入れたのが44名ですね。そのうち69以下は16名ですね。＜実際69以下の人は34名中16名ですから、半分くらい受けていることになるんですね＞そうですね。この数値は全部仮出獄です。更緊や満期は調査票が来ないので正確な数字は分からないんですが、本人と話をしてみると大体は分かりますね。まずは字が読めない。それから、字が書けないっていうのがありますね。書類上は数字は分からないけども、知能指数は低いのではないかとという人は、18年度で大体7名でしょうね。全部満期の人で。

3. 知的障害者の受け入れ判断の基準となるもの

栃木明德会

【環境調整の時点で考慮すること】

あまり知能指数ばかり気にすることはないですね。極端に低い人は気になりますけど。テスト不可能って書いてあるのとかはね。大事なのはやはり健康面ですかね。働ける身体であるかどうかなんです。あと、親族とかなどいるのかどうかとか。いないとですね、例えば自立するにあたって書類とかそういうことで1番困ってしまったので。

【犯罪の内容についての考慮】

それを気にしていただけるのは、正直言ってうちは東京都内と違まして、経営のことも考えて、どうしてもできるだけ受け入れなきゃいけないのがありますので。まあ、放火とかは難しいですね。1番重要なのはそれですかね。それ以外は…覚せい剤も受け入れていますしね。他の施設で無断退会した人も今受け入れています。1度そういうことがあっても、そういうことがあったからこそ、2度目は大丈夫かなって期待をもって受け入れてるってところですね。なんでも人間失敗はありますので、2度と同じことはしないよにといいことで。

【環境調整の書類で把握できること】

大体のことは拾えますね。ただ、本人が話したことなので、事実と異なっていることが多いかなとは思いますが。

【直接本人と面接して確かめたいこと】

やっぱり、その人と会うってということがすごく大切なことかなって。うちの規則とか、これからのことを話し合いながら分かってもらう。実際に会って面接を受け入れた人と、書類だけで受け入れた人とは、ここに来てから全然違うかなって。処遇のやり方も。実際に話を聞いてみて、本当に仕事をやる気があるのか、あとは健康的にどうなのか、あとは自立を自分はこういう風にしますよというのをやっぱり確認したいですね。やっぱりうちの保護施設というのは、仕事に就いてお金を貯めて、お金をためて自立して行くっていうのが目的ですから。だからそういう点がしっかりしているかどうか、その辺に重点をおいて。でも、自立と言っても、高齢で仕事につけなかったら、結局福祉につなげていくしかない。

善隣厚生会

【環境調整の時点で考慮すること】

知能指数は気になりませんね。重要なのは、遵守事項をきちんと守れるかどうかということですね。

1番は飲酒ですね。程度にもよりますが、調査票の中で飲酒問題があるかどうか。まあ、中には事件を飲酒が原因で起こしているのがありますね。例えば、仕事先の付き合いで飲む場合もあるんですよ。そういう場合には、午後の2時までには今日飲むかもしれないと、なので今日は外泊させてほしいと。あるいはですね、午後の夜でも、どうしても飲まなくちゃならないという場合にも、電話をよこして外泊の許可を取れというようにしています。〈お酒を飲むときは、その日は外泊してこいと〉簡単に言えばそうですね。飲酒については刑務所のほうでも今はよく調べていますよね。飲んだら陽気になるとか陰気になるとか、よく書いてあるところは結構ありますよ。うちの場合は、受けるというようになって、やっぱりちょっと気になるんで、私らが矯正施設へ行って、直接本人に根掘り葉掘り聞きますけどね。でも行けば、入っている人は当然そのことを聞きに来たんだと思って、体裁のいいことを言いますよね。体裁のいいことを言っている、話を聞いていけば、何か隠しているなどという感じは受けませんね。

静修会荒川寮

【受け入れの条件】

平成2年くらいから、寮の規則で寮生集会というのをやっていて、寮生全員が必ず参加してもらうということで、プログラムに関しては、環境調整の段階から参加契約を取っています。ですから、受け入れの条件として、うちのプログラムには参加するという。そういう意味で言うと、そこら辺で知能指数のハードルが上がってしまうんですけど。ですから、字が書けることがある程度の条件になってくると思います。

【環境調整で考慮すること】

受け入れの時点でももちろんIQは見ますけども、さほど問題ではないというか。どっちかと言うと、生活歴とか。例えば知能指数が40~50でも、過去に結婚して子どもを持ってたりとか、何回か更生保護施設での生活歴があると、それであれば多少数字が低くてもオーケーですね。今1人54くらいの女の子なんですけど、こないだ面接に行ってきたのは、数字が低くても多少字は書いて、単純作業も実際に刑務所でできているわけですから、その程度ができればそんなに困りません。かえって、覚せい剤とかで今精神病が発症している人たちの方がどっちかという気遣い。知能が高くて、も精神疾患の方が神経をつかっていますね。前は放火で受けるケースもあったんですけど、今は全くと言っていいですね。薬物もアルコールも同じですから、それ自体は問題ではなくて、典型的なアルコール依存の方も受けます。逆にうちの場合はマックとかダルクとかの自助グループとの連携が取れていますので、あえてアルコール依存症の方を積極的に受け入れるようにしています。

【受け入れでの1番のポイント】

本当に困っているかどうかですね。本人自身が本当に助けを必要としているか。私は友達もいるし、そこまで困ってないと言う人は、やっつけられないですよ、色々働きかけても。だからやっぱり、困窮していて、絶望的な底にある人っていうか、そういう人を何とか、多少ハンディキャップがあってもうちの施設は受け入れてあげたいですね。

4. 実際に受け入れた者への対応・援助について

栃木明德会

【就労状況】

今は、人材派遣の民間会社に登録して。人材派遣から漬物屋とかハム屋とか。あと介護の仕事も掃除の仕事もありますね。ここと関係の深い人材派遣会社があるんです。何でそういう派遣会社を使うかと言うと、明德会から来てるってことが知れると、この辺の近所中でちょっと、受け入れてもらえない状況があるので。過去にここから行ってトラブル起こしてしまったことがあるので、ここからだちょっと働かせてもらえないので。人材派遣を通していかないと働き口がなくなってしまったって言うのがありますが。人材派遣会社は、今2社登録しています。

給料については個人差があります。休まないで残業もして一生懸命やりますと24~25万はいきます

けども。ただ、具合が悪くて休んだりすると、それこそ10万そこそこだったりします。高齢者は、60を過ぎている、ギリギリの線で来ている人がいるんですね。やっぱり60過ぎた年齢で仕事を探すと求人がないので、年齢を58とかギリギリの線にして出すと、忙しいときはそれでも雇ってもらえるので。どうしてもそういう感じで受け入れてもらっています。給与は、漬物屋が1番いいですけど、そのほかは15~16万くらいでしょうか。

【知的障害者の処遇上での困難な事例—就労困難な事例】

知能指数で判断して仕事に就かせることはしていませんでしたので。今、本当に知能指数が低くて仕事で困っている人が2人いるんです。実際にこちらからお願いをして、「ちょっと能力的には低いんですけど、やらせてみてもらえませんか」と。人材派遣にも何度かお願いして、仕事に行ったんですね。しばらくは忙しいので、猫の手も借りたいという感じだったので。雇ってはいいただいたんですが、最近…少し人員整理をしたいということになりますと、1番に切られてしまった。仕事ができなくて。作業が遅いって。それで、切られてしまった対象者がいるんですね。ただ、本当に一生懸命働いてきた人だったので…今後ちょっと心配ですね。その子は漬物屋さんで働いていました。人材派遣会社でも知能指数は気にしてなくて、実際に働いてみれば雇ってもらえるんですね。条件として、他の人よりも時給を安くすることで雇ってもらえるんです。

【療育手帳の取得について】

現在この仕事をやめさせられてしまった対象者を、観察所の方から療育手帳を取ったほうがいいと指導されているんですが、正直言って私達がどんな風に話を持っていったらいいか、難しいですよ。対象者自身も知的障害があるとは思っていないんですよ。本人に知的障害について知らせることが、どういう言い方をすればいいか、難しいですよ。＜本人自身がそういうハンディキャップがあると思っていないという「障害受容」の問題ですね＞ただ手がのろいってくらいで。後でその対象者の為には良いと観察所は言われているんですけど。＜観察所がアプローチするのではなく、施設側がやるの？＞そうです、今回が初めてなんですけど。本当は、最初に観察官と打ち合わせをしておいて、本人を連れて行って面接をしていく中で、観察官のほうから話をしてもらおうのほうがいいかなって思っているんです。私達はちょっと…。

【就労が難しく、福祉につなげた事例】

うちは、福祉とつなげたっていうのはほとんど高齢者、61歳以上しかいなかったですね。この人は当時59歳でした。知能指数は低かったけど、年齢が高かったからうまく老人ホームにつなげることができたという。仕事もいろんなところに行きましたよね。そうするとやっぱり、1日2日で断られてしまっ。＜知的というよりも、高齢者ということで福祉にバトンタッチできた＞そうです。60歳になれば入ることができるので。身寄りがいなかったこともあって。子どもはいるんですけど、連絡が取れなかったということ。

【高齢者の事例】

80代の高齢者もいました。その人は今近くでアパートを借りて自立しています。今85歳になります。年金も多少あり、それと福祉の手当てももらって。生活保護ですね。足りない部分は生活保護で補って。生活保護の申請は、ここが窓口になって、いろいろとやりながら。自立って言っても、身寄りがいるんですけどもう疎遠になっているので。結局、アパートのカーテン付けから家具まで、全部こちらでやってあげなきゃいけないんですね。家族の代わりに。そうやって、やっと自立になるわけですから。

【年金の請求】

この人は施設に来たばかりの頃には、籍の入っていない夫、内夫がいたんです。自分で社会保険事務所に行って、年金の話をしてきたんです。初めは年金をもらえないっていう回答を出されちゃって、あきらめていて。私達が聞いてあげて、どうももらえないわけがないって思ったので、今度はこの職員が社会保険事務所に行きまして、よく話をし直したところ、内夫という関係でも内縁期間が長かったので、遺族年金の可能性がありますよと言う話になりまして、それから手続きをして2百何十万かの年金が入ることになったわけなんです。お金がほとんどなかったおばあちゃんが、生活が一変しました。手続きはとっても大変でしたけど。一緒に同居していたことを証明してくれる人がなかな

かいなくて。結局、裁判の調書を利用して、同居していたという証明に持っていったんです。ちょっと時間かかりましたけれども。年金については、この職員は定年退職して年金をいただいている者が多いので、自分達の経験からなんとなく分かるんですね。

【身体障害の例】

知的障害は今まではあまり…。身体障害者では、苦勞した例が1件あるんですが、栃木刑務所に服役していて、帰先がないのでここで引き受けてくれないかということで、押し車を押して。足首に障害のあるおばあちゃんです。歩くのがやっとなってというおばあちゃん。お断りしてはいたんですけど、どこにも行き場所がないというんで引き受けて。自立するときには、本人に老人ホームを勧めたんですが、本人が老人ホームに入りたくないって言うんです。そうすると今度は自立させる方法を探さなくちゃならない。お金もあんまりありませんし、最終的には、栃木の老人ホームのショートステイって形で引き受けていただいて、そこから、福祉の方でアパートを探すってということにしました。

【医療機関との連携】

C型肝炎で入院させるとかありましたね。若い子でしたけどね。＜薬物とかアルコールの問題を抱えていて？＞はい。アルコールは、うちはあまりなかったです。覚せい剤関係でしょうかね。やっぱり、覚せい剤でC型肝炎っていうのが。大体覚せい剤やっている人はC型肝炎になっていますよね。あと、精神障害持っている人も。うちで受け入れている人で、うつ病も多いですし、パニック症候群とか。その人たちは精神科に通っています。(理解のあるクリニックは)近くにあったんですが、今一軒だけ。保険証は、県の健康福祉保健センター(栃木県栃木健康福祉センター)と言うのがありまして、どこの精神科に行かせたらいいかご相談しまして。こういう症状ではここでと紹介してもらおうこともありますし、あとは、市内にある病院が1か所ありますので、薬をいただくときはそこを紹介してもらいますね。この住所で健康保険は取得しています。

【福祉機関との連携】

市の福祉サービス課の幹部が、うちの監事なので。まあ、このことも分かっていたいただいていますし、相談しやすいです。監事は、市の福祉関係者の充て職という事に昔から決まっていますね。

【地方公共団体との交渉で困難なこと】

そんなにないですね。うちの理事長は元栃木市長で、つながりがあるので。うちの理事長が、老人ホームも兼任で理事長をされているので、老人ホームとのつながりもあります。何かあったら頼んであげるってけっこうしていただいて。先ほどの(事例の人)もそのホームに入りました。

【就労が難しい処遇者への配慮点】

他の寮生に影響があるような気がしますよね。やっぱり遊ばせておくことはできないですから。それでも働かせたいなどは思うんです。うちには今内職をやっている寮生が3名ほどいるんで。車の内装の部品を扱う簡単な作業です。＜外に働きに行けなくても最低限内職はしてもらわないと、全く何もしないで過ごすというわけにはいかないということですね＞そうですね。内職という形でも最低限のことは。

善隣厚生会

【就労について】

うちではですね、協力雇用主っていうのがありましてですね。今まで3件あったんですけども、その1件がビルの解体ですが、去年の12月31日にですね、社長が亡くなったということで、それ以来行ってないんですよ。他の2件は、資源の回収ですね。ビンだとかカンだとか、いずれも人材派遣会社ですね。それともう1件は、新宿の野菜市場ですね。地方から野菜をトラックで持ってきて、それをトラックから降ろして、各セクションに台車で配るという、そういう仕事です。夜からの仕事で、夜の9時から次の日の朝5時までですね。＜知的能力といっても、今言ったような資源回収だとか市場で働けるだけの能力があればいいんですね＞そうそう。先方もですね、ただ身体が良くて、例えば上の者からですね、これをやれって言われたらハイってやれる素直な者をよこしてくれと。＜能力が低くて使えないというクレームはあまりないってことですか＞ないですね。どの保護施設もそうでしょうけど、保護施設側が仕事を見つけてやらないと、施設そのものの規律もおかしくなってしまう

でしょうね。やけのやんばちになって、どっかから酒持ってきて、そうになってしまうと回りも影響されて施設全体がおかしくなる。こちらとしては協力雇用主のもう1つも再開してくれとお願いしているんです。ビルの解体は、能力はそんなに必要ないんですね。やはり、上の者にこれやれよと言われてさっと動くというのが、今の2件の雇用主もそういうことを大事にされますので。

19人中14人は協力雇用主の会社に行っています。その他は自分なりに探して、病院の介護に行っているのかもしれない、大工もいます。全員が仕事に就いていますから。

【就労が困難な事例】

現在入所している19人のうち1人だけいます。その人は、協力雇用主の所に行っていたんですが、ちょっとそこが嫌だなんて言うから、じゃあ自分で探せて言ったら、やっぱり建設現場に行ったんですね。そしたら、1日目に足を滑らして足首を骨折して、まだ医者に通っています。＜知的なハンディキャップで仕事に就けないわけではない＞ええ。ただ、この人は字は書けないが、ただ肉体労働ですからね、そっちではできるわけですね。履歴書を書けてと言われても書けないんですよ。何て読むんだって言ってもわかんないって言うんですよ。面接でもうまく解答できないんですね。ひとつのパターンを作ってこういう時にはこう答えるという風に指導しています。会社からの信用を失わないように、面接指導はきちんとやっています。＜知能指数の数字が低いというよりも、履歴書が書けない面接でうまく応答できないという、そういう意味での知能なんです＞そうですね。

【福祉との連携】

この人は、怪我での治療費と、給料ももらえないんで金をどうするかで。渋谷区の福祉課に私が連れて行って何とか頼み込んで、医療費だけは福祉のほうで出してもらっているんですね。渋谷区役所の福祉課ですね。医療保護と国から出る食事付き委託費の日数を増やしてもらっています。

連携はうまくいっています。例えば、渋谷区の保護司会を通して相談することもありますし。長年の付き合いから生まれる連携ですね。

【医療との連携】

怪我での治療が主です。うちはアルコール依存をもともと受け入れてないですから、そういう関わりはないです。でも覚せい剤は取りますよ。でも病院に通う人はいなかったですね。障害手帳などの申請もしていません。

【福祉へつながった事例】

一昨年、当時69歳の高齢者を受け入れまして、その人は福祉の方に頼んでおいたんですね。そしたら、東京都の福祉施設に入ることができました。観察所から頼んで、高齢者ということで福祉につながる事ができたんです。更緊なんで、観察官がやってくれましたね。ここには29日間いました。＜ハンディキャップ＞やっぱり歩けないんですよ。知能指数は39です。

【入所者との手紙のやり取り】

4年前から受け入れることになった人には毎年年賀状を出しているんですね。何で出すかって言うと、出した時にどうやって返ってくるのかなと。返ってきた年賀状の内容を見れば、ほぼ刑務所で調べている知能指数が確認できるんですね。そのつもりでやっているんです。書き方の内容がちょっと違うなと思うんですよ。内容そのものが非常に誠意のこもった自分で一生懸命だっているのが書いていますからね。IQ80くらいならちゃんとした文章書けますね。

【多国籍の受け入れ状況】

日系ブラジル人や在日朝鮮・韓国の人も受け入れています。しかし、どの国籍、誰を優先するとかはありませんね。

【保管金制度】

仕事は日給9000円です。うちでは保管金制度を強化しています。今最高に貯めてる人は49万です。90日しっかり貯めて。＜こちらで委託費が出ているうちにしっかり貯めて出て行くことで＞ええ。入って間もない者は仕事も決まっていますからまだ貯金はしていませんけども、ほとんどの者は保管金ですね、入れています。貯めさせてやらないと、早くここを出て行けないですね。早くアパートを見つけて。しかも、協力雇用主の1社の資源回収の会社はですね、ここから出て行って自分でアパートを借りた後も、まじめにやっていたらそのまま雇用してくれているんですね。だか

ら非常にありがたいですね。

【処遇上で大変なこと】

最初の頃は、出来るだけ要望に答えてやりたいと思って、いい方に考えていたんですけど、何回か騙されて、考えが甘くなっていうことが分かりました。最近は厳しい見方をしていますね。酒には特に厳しく指導しています。悪くなっていく時に、予兆というのはありますね。休みが多くなったり、保管金の預け入れが少なくなったりするとおかしいなと思います。犯罪歴でどういう癖があるかを見て、パチスロが好きだとか、そういうことで対応を考えます。やっぱりよくあるのは酒、女、金の問題ですね。ここや仕事先は繁華街に近いので危険ですからよく観察していないと。特に仮出獄の人は、取り消しにならないようにきちんと指導します。無断外泊が3日連続するともうそれだけで退会になります。無断外泊1日やって、他の日にまた1日するとか、遵守事項違反が何回もあると、施設長が本人を呼んで話し合います。よほどのことがない限り、観察所には報告しないですね。1番気を遣っていることは、やっぱり近隣住宅への配慮ですね。

静修会荒川寮

【各種プログラムについて】

「女性の健康を考える会」には全員出席してもらいます。その他に、「コラージュ教室」を実施しています。臨床心理士の杉原先生に来ていただいて。コラージュ療法で分析するというよりは、どちらかというコミュニケーションとか、導入面接的な形で、職員も私も入ってやっていますので。自由に何かを作らしようという形で、絵手紙とかと同じでなるべく自分の表現とか、思っていることを出すという場面をなるべく多くしようという。ミーティングにのらない方もやっぱりいるわけですね。言語的なことが得意じゃない、それこそ知的に低い方ですとか。そういう人には「絵手紙教室」とか「フラワーデザイン」とかやっているんですけど。講師を呼ぶにも、更生保護振興財団から助成金をいただいています。年間20万くらいですから、大体月1万5千円くらいの謝金ですとやっています。皆さん破格の値段でやっています。やる以上は続けたいのですが、運営面では資金の問題もあるので大変です。

【就職について】

うちの場合は小町ですから、協力雇用主が女性の場合は比較的男性よりは仕事はあります。ただ、単価も安いし時間も短くてことで。今協力雇用主が4社ですね。おしほり工場とか、これはずーっと昔からやっています。おしほりを巻く仕事です。おしほりが流れてくるのを機械で自動的に巻いてくれるので、本当にボンと置くだけなので。そこは知的障害者も雇っている工場で、高齢者も雇っていただけるし。あともう1つは、給食のおばさんですね。今は荒川区の中学校と小学校の給食に人材派遣の会社でご理解をいただいて行っているんですけど。それとあとは、レストランの皿洗い。あと部品工場とか。あと清掃の工場とかありますけども。今丁度協力雇用主のところに、今は14人いるんですけど半分の7人くらいは行っています。今は全員働いています。

基本的にはまず自分がハローワークで探すこと。今就労支援の関係で非常にハローワークは協力的でして。力がある人はある程度自分で、新聞の折込広告とかで探していますね。

【金銭管理】

お金の管理は、うちは非常に厳しくしてしまっています。もちろん入った時は確実に全部こちらで預かります。食事付き委託がついている方に関しては、毎週の昼食代と日曜日の食事代をまとめて3千円になるんですね。一人一人日記を書かせて生活状況を報告させる「1行日記」を毎日書かせているんですけども。それを1週間分持ってきて、毎週金曜日に食事代を渡すんです。それを持ってこないと渡さないって言うか。その時に全員と面接をするという形になっています。それ以外の預かっているお金は基本的には出さないということです。ちゃんと仕事に行っていれば、月10万は貯められますから、ですから3か月で30万、大体安アパートは借りられます。大体3か月で、食事の委託が切れる頃には皆さんちゃんとアパートも借りられたり住み込みに行ったりできるんです。

【病院との連携】

救急の場合は、近くの荒川〇〇病院で見てもらっています。てんかんと知的障害の人が、あとで愛

の手帳を持っていたことが分かったくらいですから。本人も自分が愛の手帳取った記憶がなかったの
で、救急で私が一緒に行ったんですけども、調査書には細かい情報も書いてなかったし、自分の病歴
とかを自分でやっぱり言えないんですね。知的に低いので。それが1番困っちゃいましたね。どんな
薬を飲んでいいのかとか分からなかったの。

病院は、△△クリニックや、依存症に強い浅草の□□クリニックを利用しています。やっぱり1番
は近場の通えるところを探します。それで今、観察所の方からもお願いしてもらっているのは、精神
科の薬を服用している人は、刑務所を出る時にせめて1週間分、住民票をうちに移すまでは、薬を持
たせてくれるように刑務所に交渉してもらっています。

【知的障害者施設へつながった事例】

この方は更緊なので数字は出ていないんですが、知能指数は40よりも低いと思うんですね。実際には
測定不能と書いてあります。愛の手帳は持っていなかったの、うちで取得させました。それです
ごく苦労してしまったケースで。栃木刑務所から出た41歳の女性で、うちでも始めは断っていたん
ですけど、満期であつたら行くところがなければということで受け入れた。来た時に福祉につなげると
いう所から始まったので。結構簡単に考えていたんですけども、他の寮生とかが面倒見てくれていて、
世話好きな寮生がいたので。お風呂とか一緒に入って洗ってくれたりとかは寮生たちが気を遣って
やってくれていたんですけども、それも限度があつて、3か月くらいになってくるとやっぱり周りに
ストレスが溜まって。知能も全く低いので、荒川区役所の福祉課に相談して手帳取る準備を始めたん
ですけど。診断を受けさせに出かけたときにホームレスの人と会ったりしてそのまま男の人とくっ
いちゃうので、病気とかもらうと施設に入れないので、なるべく接触させないよということ出か
けないように鍵を閉めちゃったりとかもしたんですけど。そうすると今度怒っておしこことかしち
やうですよ。住所もこちらに移して知的障害者の更生相談で心身障害者の判定を受けなきゃい
けないで、健康診断とかの準備も全部して手続き伸ばしたんですけど、3か月で気持ち的にいっぱい
いっぱいになっちゃって、寮生からクレームがきたので、とりあえず紫翠苑さんに外泊という形で緊急で
2週間置いてもらったんです。手帳が取れた時点でまたこっちに戻そうということで。1月8日に施
設に来て、丁度3月の終わりで一旦出て、それで4月の中旬くらいに愛の手帳を取得したので、それ
で障害年金もついたので、やっと知的障害者更生施設に入れるということになって。入所の時にうち
から一緒に連れていったんです。それが最初のケースです。一生安住の地があるので、再犯も起こさ
ないと思いますし、よかったですね。

【施設に入所を繰り返している事例】

48歳。知能指数が40。書類と実際は全然違います。前のケースに比べたら、数字だけ見るとそんな
に変わらないんですけど、更生保護施設も4箇所くらい行っているんですね。他の施設にも何回か行っ
ているし、お子さんもいて、ご主人もいて。夫はDV男らしくて、追い出されちゃってる状態なん
ですけど。読み書きがちょっと大変だってことなんですけど、まあ、名前も書けるしこうやって日記も
書けている訳ですから、日常生活はできます。日記によって字も分かりますし、自分の気持ちある
程度言葉にゆっくりでもいいから出せるように。でもやっぱりこういう方にとっては、字を書くとい
うことはすごいストレスになるんですね。

この方はおしほり工場に行つて満期で出ました。最初は本人に、この人もリピーターの人ですから、
お金が貯まったとしても10数万ですから、外に満期で出たとしてもすぐに底ついちゃいますから。愛
の手帳をとることを提案したんですよ。ただし、あなたくらいの力があつたら取れないかもと事前に
教えておいた。確かに本人に力があつたので、このケースでは手帳は取りませんでした。予約はした
んですけど、難しいですよって言われたんです。年齢もありますし、結婚もしているし、何より社会
性がある。社会生活ができていってことで。やっぱり愛の手帳は保護者の方が早い段階でとるのが
多いってことで。このケースの場合は、障害者でも生活保護の方が多いですね。生活ってことを考
えるだけだったら生活保護の方がいいし、高齢者であればそれを理由に福祉にお願いする方がスツ
といけるってことですね。だから、障害者という道よりも、彼女たちは住所がしっかりあれば生活保
護や高齢者という道で福祉につながっていけばいいことですから。

【軽度知的障害の事例】

63歳の軽度知的障害のケースです。手帳の予約までしたんですけど、本人が嫌だと言ってやめたんです。本人のライフスタイルもあるし、今一生懸命やって、満期になったら自分の自由な所に行きたい。友人の家に。満期になるまではとりあえず施設で頑張るけども、そこから先は自由になりたいって言う、そういう幸せを選ぶんですよ。そういう風に知的に低い方は。だからそうなると大丈夫かなって気持ちで出すんですけど。一応手帳の提案はしますよ、もちろんするんですけども。＜それは、そういうのを取ると自分は障害者だって認めなくてはいけないのが嫌だと？＞そういうのではなくて、能力が低いのは自分たちですごく分かっているんですよ。能力以外にも自己イメージがうんと低いんですから。＜別の福祉の施設に入るのが嫌だよってことですか？＞そうですね、自由っていうのが彼女たちはすごく…。もちろんこれを取るとあなたにはこういう利益がありますよっていう、こういう得があるよっていう損得では決して損ではなくて、こういう認定を受けるとあなたは将来的にどこに行っても相談窓口に行けばできるから。ただその間は色々手続きしなきゃいけないけれどもって言う風に話を持っていくんですけども。本人は、一応「お願いします」とは言うんですけども、それぞれ仕事していると、社会的に自分は仕事ができるというのが、何とか生きていけるんじゃないかっていう。やっぱり制約されるのが嫌だから、自分で自由に働いて。＜またどっかに入って、これまでのことをあーでもないこーでもないって聞かれるのが嫌だと＞そうですね、それがストレスなんですよ。本当に、手帳取得のメリットをいっぱい話しているんですけど、本人が…今仕事やれてるし、満期になれば自由だしっていうゴールを選んじゃうんですね。

5. 知的障害者への受け入れ拡充に必要なファクター

栃木明德会

【委託費について】

＜障害や年齢の関係なく委託費は同じですよ？施設側からすると幅があって当然ですか＞そのような要求はあげたことはなかったんですけど。少年も3名受け入れていますが、裁判所から出るお金は安いですね。それは裁判所に話しました。あんなに手がかかるのに。

食事つき委託費については、前は長い期間出ていたけど、今は90日で切られますね。高齢者はあれですけど、働くようになれば大体90日で切って、食事代だけは自分で負担するよにと。入院の場合には、転居したというかたちになって、1週間で委託費は切られます。部屋を空けておいても世話をしているも切られますから。

【委託期間の延長】

1年くらいいた子もいました。80歳くらいで2階で躓いて骨折をしまい、入院したんですね。入院しても誰も居ないわけですから、結局家族の代わりになって入院のお世話を。で、今老人ホームにいます、その人は。老人ホームにも空きがなくて、しばらく2～3か月は老人ホームの空きを待ったんですよ。その関係で、やっぱり1年近くいたんですよ。観察所からも委託費は出ました。＜6か月でどうしてもって言うことは＞ないです。更緊は今のところ6か月ですね。まだ今のところ延長のお願いをしたことはないですけど。

【高齢者受け入れの困難性】

ケースバイケースですよ。受け入れてしまったからには、その人に応じて対応していくほかにって感じなので。一人一人違いますから、もちろん。80歳のおばあちゃんは結構いましたね、過去にも。

【精神福祉機関での受け入れ】

素人判断ですが、45歳の人で今ひとり、絶対精神障害だという人がいます。実は先ほど交番から電話がありまして、どうも、精神科の病院に通っていて、そこの先生とトラブルがあったようなんです。今警察に調べられているということなので。その人は毎日のように夜間診療受けているんですよ。腸の癒着でお腹がシクシク痛むんで行くと本人は言っているんですけど。毎日夜間に行くのと、昼間も何件か病院回りして。そのことで昨日一緒に健康センターに相談に行ったばかりなんですけど。メニエル病とうつ病と、腸の癒着があるということです。近所の内科の病院に通って痛み止めをもらっていたんですけど、夜になるとなぜか必ず痛み出す。緊急であちこち市内の病院に行っていたんです

が、何回か行くうちにたぶん断られるのかなと思うんですが。診療代は自分のお金で払っています。今日もタクシーで精神科の病院に行ったんですね。それでさっき交番から病院でトラブルがあって今調べていますという電話があったんです。またこの前のように「やぶ医者」とか何か言ったんでしょうね。分からないんですけど。仕事はしてたんですけども、結局そういう状態で休んだりするので断られました。身上調査書には受診歴もあります。精神障害で精神保健福祉センターに通報もされています。健康センターでは、手帳の申請をすれば1割負担で病院にかかれますというのは聞いてきたんですけども。

行くところがないんですよね。ここに帰ってくると調子がおかしくなるって言うから、他に行くほかなかなって思うんですけど、他に行く場所がないという。この人の知能指数は69ですね。この人は死にたいとか軽く口に出すんですね。一度そういうこともしてますし、手首切って。<1週間とかでもいいから、入院できるようにになるとまた安心できますよね>そうですね。

善隣厚生会

特に申し上げる意見はありません。

静修会荒川寮

【今後の課題】

満期のケースが出てくると思うんです。このてんかんを起こした人もそうなんですけど。一応、高齢者は更生保護施設では受け入れ難いですね。そういう場合に、今度満期で刑務所を出たケースが更緊のケースになって、それが増えると思うんですけども、その時にじゃあどうするかってことですよね。例えば、更生保護施設は明らかに高齢者を受け入れ難いわけですから、実際にそういうケースは福祉に直結ってことなら、矯正施設の方で福祉に直に働きかけるのが良いと、私はそう思っているんですけども。手帳の取得までには早くて3か月はかかりますね。<そうすると、満期の人でも3か月から4か月は委託をつけてもらわないと困るって言う。>ただ委託をつけても施設側がそこまでもてるかっていう。健常者と障害者が同じ生活と規則の中で3か月間過ごすというのはかなり厳しいというのがありますね。健常者がストレスに感じてくるし。<おしほり工場だとか、ある程度の働く能力があれば、受けられるという>ええ、受けますけど、そのくらいの人だと愛の手帳は受けられないですね。今回も1年間で20%くらいありましたけど、この人たちはレベル高いですから、数字は低いんですけど。

本当に数字が低いケースでは、もうここではなくて福祉領域の範囲になってきますので、刑務所の方からもっと働きかけがあって、診断書も全て用意して、直接やるという。黒羽刑務所では実際にやっているんですよ。あまりにも重篤なケースはそのように繋げるのがよいと。<ある程度レベルの高い人であれば、テストは受けなくても万が一生活費の問題があれば福祉が生活保護で対応し、年齢が高ければ高齢者ってことでやってもらえばいいよという>そうですね。

【健常者と知的障害者との共存】

今後は、満期で重篤な人でも、例えば福祉の措置があることを前提に短期間、例えば10日間限定で更生保護施設で受け入れるというのは可能性がある。そういうことはできると思いますよ。出口がある程度見えれば、受けられるって言う。でも、3か月は無理ですね。1か月でもちょっと厳しいかな。最初はほんとにいいんですね。まあ、同じ入寮者で依存系の人には特に、自分の問題を置いていて、人を構うのが好きですから。自分よりもかわいそうな人に対しては、すごく皆さん世話をしてくれるんですけど、まあ、1か月過ぎるともう周囲に不満が出てきますね。まあ、どっちもどっちですけど、問題性がある人たちなので、思わぬ事件とか事故とか、それこそ火とか付けられちゃったらどうしようって、面倒をみる方があまりにストレスが溜まってしまうのが怖いんです。

6. 事例紹介

面接調査の中で言及された事例について、秘密の保持に十分配慮して必要な修正を加えた上で紹介する。

- 療育手帳の取得に際して、障害受容への働きかけに難しさがある事例（栃木明徳会）
昭和31年生まれ 窃盗・起訴猶予 知能指数不明 継続就労により自立が困難
- 老人ホームに入所できた事例（栃木明徳会）
昭和20年生まれ 窃盗・栃木刑務所仮出獄事案 CAPAS 実施不能
60歳となり更生保護施設の理事長（元市長）が運営する老人ホームへ入所
- 福祉施設に入所できた事例（善隣厚生会）
昭和11年生まれ（69歳） 強盗致傷等・長野刑満期出所事例 CAPAS39
施設入所後1か月で区役所の仲介で福祉施設に入所、特別な働きかけはしていない
- 知的障害者更生施設に入所できた事例（静修会荒川寮）
昭和33年生まれ 窃盗等・栃木刑満期出所 テスト不能・精神発達遅滞の疑い
施設入所後、東京都心身障害者福祉センターで診断を受け「愛の手帳」を取得（I Q41）、荒川区の仲介で3か月半後に知的障害者更生施設（栃木県「かりいほ」）に入所した。

(2) 更生保護施設における受け入れ事例から

研究協力者 更生保護法人 静修会荒川寮 補導主任 福田 順子

女性の更生保護施設（静修会荒川寮）に入所した知的障害者で、覚せい剤後遺症があり、家族からも虐待をうけている事例について

M子（女性 28歳）

罪 名：覚せい剤取締法違反（現在、仮釈放中）

障害程度：療育手帳B-1（平成12年判定）（IQ=54；平成18年）

出身地：Y県

家族構成：母（知的制約あり）、長兄（強制わいせつ等事犯で受刑歴あり）、
次兄（精神病院入院中）、アルコール依存症の父は平成17年に死去。
本人の長女（7歳）は児童相談所が施設に入所させている。

【生育歴】

Y県で兄2人の長女として出生する。家計は貧しく、父は病気で、養育能力の低い母親のもとで養育は放任的であった。母親は精神疾患の持病があり、二人の兄も精神疾患で精神病院の入退院を繰り返していた。

小学校は地元の小学校に通学したが、小学校6年生のころから長兄から身体を触られたりしており、強姦のようなことをされたこともあったため、この兄と一緒にいるのが嫌で家出をしたことが何回かあった。児童相談所の係属ケースとなり、中学校からは、知的障害児施設に措置され、近隣の養護学校中学部に通学するようになった。中学校過程を終え同高等部も卒業した。その後、通勤寮に入所したがすぐに実家に戻る（時期不明）。

平成13年に長女を出産するが、父親は不明。長女は2歳まで実家で本人と家族と生活するがその後施設に委託された。

【職業歴】

養護学校時代に近くの電機部品組み立て工場に就労した程度で、家出をしてから、知人や町中で声を掛けてきた男の所を転々としていた。

【非行・犯罪歴】

平成16年ころ、同居する兄から性的な悪戯をされるのが嫌で家出、仕事もなく行くあてもなく、路上で声をかけられた男性についていったところ、覚せい剤を勧められて使用。執行猶予で実家に帰ったが、兄の性的な悪戯は止む事はなく、再び家出。友人のもとへいくが友人が紹介してくれた男性は覚せい剤常習者で、勧められるまま使用する。

1刑は、覚せい剤取締法違反と、2刑は、執行猶予取消刑。平成18年3月より、矯正施設（女子刑務所）に服役した。刑務所入所は初めて。

【当施設入所までの経過】

平成18年5月に環境調整を行い、日常生活への支障はない見込みとのことで、当施設への受け入れを決定する。平成18年5月に主訴は不眠で、覚せい剤後遺症と診断され、睡眠薬を服用する。平成19年2月に当施設職員が矯正施設へ出向き、面接を実施した。本人は、性的な悪戯をされた兄や暴

力を振るう母のもとへは絶対に帰りたくないと訴える。

更生保護施設への帰住を希望していることは、家族へは一切知られたくないとのことである。平成20年7月に、家族から虐待をうけているM子の更生保護施設退所後の生活について、当施設職員から婦人保護施設（B寮）に相談する。罪を犯した女性の受け入れについては、B寮が前向きに検討する旨、措置をする女性センター担当者へ伝えていただく。

平成20年7月、矯正施設よりM子の覚せい剤精神病寛解との通知があった。平成20年8月、M子が当施設への帰住に不安があることもあり、再度、当職員が矯正施設で面接を実施した。更生保護施設からの退所先として、福祉施設を提案してみたが、本人は「施設から施設へ」は嫌なので、漠然とアパートで一人暮らしをしたいという。仮釈放時には矯正施設まで出迎えに行くことを伝えた。平成20年9月、仮釈放となり、職員の出迎えで当施設へ帰住した。

【当施設入所からの経過】

平成20年9月に当施設に入所後すぐに、区の障害者福祉課の相談支援係に療育手帳（他県の療育手帳所持）の件で相談する。家族の虐待のケースということもあり、当施設への住所異動に関しては、DVガードの手続きをとることとする。

M子、当職員、担当保護観察官で、区役所に行き転入届（併せて国保等の手続きも完了）をする。同時にDVガード（住民基本台帳事務における支援申出書）の申請をし、当該警察署に意見書作成のため出向いた。入所後すぐは、見知らぬ土地ということもあり、M子はひとりで外に出ることはほとんどなく、職員か他の寮生が同伴して出かけた。入所4日後から、知的障害者も雇用していたでいる当施設の協力雇用主（おしほり工場）の企業で稼働する。当施設から数名その工場に通勤しているので、行き帰りはM子といっしょである。現在、他の寮生と特にトラブルもなく仲良く生活している。仕事は慣れたが能力的なこともあり、他の寮生よりも数が上がらない。平成21年2月で刑期が満了となるので、知的障害者のグループホームなどの施設の提案をしてみているが、現実的に施設で暮らしたほうがいいことはわかっているが、M子としては、まだ自立先としてアパートで一人暮らしをしたいという気持ちあり、考えが揺れている。

【今後の対応について】

他の寮生たちと同じ職場で、同じ寮の規則を守り生活をしていると、M子自身が障害を受け入れて暮らしていくことより、他の寮生と同じく自活していくことを望むようになった。M子が今後、自分の障害を受容し、福祉サービスを利用できるようにサポートしていく方向で考える。しかし、今後の問題としては、虐待をしていた家族への対応が困難な状況にある。家族は、M子が平成21年2月の満期日まで矯正施設に入所していると思っている。本人の年金などは、母もしくは兄が管理していると思われるので、本人と家族との接触は特段の配慮が必要となってくる。（平成20年11月現在）

4 知的障害等を持つ少年院在院者の社会復帰に関する諸課題

研究助言者 法務省関東地方更生保護委員会 審査2班 保護観察室 西村 朋子

(1) 問題の所在

非行をして少年院に収容された少年の仮退院に当たっては、帰住環境や保護環境の調整等多くの課題があることは珍しくないが、取り分け、知的障害や発達障害等を有する少年について、その問題は深刻である。問題の所在は、処遇の対象である少年の資質のみに起因するものではなく、劣悪な生育歴、過酷な保護環境であることも多く、在院施設及び帰住地を管轄する保護観察所では、少年の仮退院に当たって苦慮する場合が少なくない。

未成年のため、成人と異なる慎重な対応が求められ、課題の解決は容易ではないが、少年は最終的には地域社会に帰るのであり、その際の受け入れをより円滑に行う道筋を探りたい。

(2) 調査の方法

平成18年中に、関東管内において特殊教育課程（H1、H2）の少年を収容する男子少年院からの仮退院が許可された少年（46人）について、関東地方更生保護委員会に保管されている事件記録を精査することによって行った。

(3) 調査の概要

① 事例から抽出した環境調整における課題—保護者の問題を中心として—

検討の対象とした事例は46事例であり、かならずしも十分な事例数ではないが、仮退院に至る過程において、少年院、保護観察所、更生保護委員会という関係機関が直面し苦慮した課題や問題点は、いずれも、保護者の保護能力に関わっているように思われる。

ア. 理解力の不足（福祉につながらない）

保護者自身の障害に関する理解力の乏しさから、少年を福祉の援助に乗せていない。そもそも我が子に教育的福祉の支援が必要なのだという気づきがない場合すらある。したがって、こうした場合、本人の能力に見合った社会内での居場所を確保できないでいる。

イ. その場限りの機関活用

家族は長期間にわたって生活保護を受給、本人は療育手帳を交付されているなど福祉機関との関わりがあり、この過程の中で少年も幼少期から福祉の支援を受けてきている。ところが、保護者には、少年の生育に当たって忍耐と強い関与が要請されるにもかかわらず、これを十分認識しておらず、困った時にその場限りの援助を受けてその関係を終了してしまい、結果として、本人は、その人生を見渡した長期的な視野に立った社会適応の訓練の機会が与えられずにきている。

ウ. 親の扶養義務はどこへ（責任放棄）

本人の障害を起因とする様々な生活上のトラブルに保護者が激昂したり、ついには疲弊しきったりして、非常に強い緊張関係、葛藤関係にある。本人の障害に起因する家庭内外で生起するトラブルの末、ついには、親の側が一方的に「親子の縁を切る」という選択をしてしまう。

エ. 少年の障害受容ができていない

保護者自身の能力には問題はないものの少年の障害受容ができていない。我が子に障害があることが認め難いため、少年は、生育過程において受けるべき教育的福祉の支援を受けることができず、自立にあたり「障害の壁」による社会不適応状態を起こしている。

② 社会復帰の道筋をつけるために一ひとつのモデルケース

保護観察所が環境調整の実施過程において、社会福祉分野との継続的な連携をとったケースは多くはないが、ひとつの事例をモデルケースとして提示したい。

このモデルの特徴的なところは、通常、ややもすると、地方更生保護委員会、少年院、保護観察所という刑事司法機関のみで進行しがちな本人の仮退院への道筋に、自治体や福祉機関を巻き込んで、家族全体を支援のターゲットにしたということであろう。もとより、帰住先は、家族が引き受けに同意し、寝泊まりする場所さえあれば事足りるものではなく、そこが本人の更生にとってよりよい場所となり、全体としての家族機能の向上が図られることが重要である。そして、そのためには、更生保護機関のみの対応では難しいことは論を待たない。

この事例の場合、本人の就労や障害の認定、被害弁償等課題は積み残されたまま、仮退院となったが、少なくとも、地域社会で長い間孤立し、福祉的な援助の手が全く差し伸べられてこなかった一家に、初めて家族の全体像を見渡した介入が行われ、家族機能の向上が多少なりとも図られたものと思われる。

(4) 今後の課題

これら不適応行動を抑止、軽減させて、彼らが障害と折り合いをつけながら人生の行路を歩むために、専門家の介入は欠かせないが、その発動は、現状においては、保護者自身の能力や判断に委ねられている。そして、障害認定や福祉的介入歴がない少年について、不適応行動が非行として発現した場合、刑事司法はその処遇に極めて苦慮することになるのである。このように、保護者による子供の障害の発見と受容がない場合、家族機能それ自体の修復からはじめるよりほかない。

能力面、資質面の制約は厳然としてあるにしても、曲がりなりにも社会に適応していけるかどうか。本人の抱える負因を踏まえた上での、それに見合った居場所が確保できるかどうか。これは、刑事司法と福祉が今後どのように関わってゆくかにかかっている。